案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
シューズ産業販路開拓 総合支援事業	R3. 4. 1	公益財団法人神戸市産業振興財団	25, 000, 000	委託先候補は、旧くつのまちながた神戸㈱からシューズ産業の販路拡大に従事していた社員を受入れており、当該職員が持つ販売ネットワークは、本事業の円滑な推進に不可欠である。さらに、日本ケミカルシューズ工業組合が取得している地域団体商標「神戸シューズ」について、旧くつのまちながた神戸㈱より継承したことから、商品知識やPR方法に精通している。以上の理由から、本事業の委託先としては委託先候補以外にない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	経済観光局 ファッション産業課 (Tel : 984-0349)
外国人向け就労情報サイト 「WorkinKOBE」 保守管理業務	R3. 4. 1	株式会社パソナ	1, 312, 960	本ウェブサイト「WorkinKOBE」構築業務の委託業者選定にあたり、次年度の保守・運営についても提案に含ませた上で公募型プロポーザルを実施しており、選定委員会による審査の上で当該事業者に決定しているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	経済観光局 経済政策課 (Tel:231-0222)
市有泉源の維持管理業務	R3. 4. 1	株式会社有馬温泉企業	26, 136, 000	本業務を遂行するにあたっては、特殊な技術と経験の蓄積を要する。委託先は地元と連携した有馬全体の泉源管理に精通しているほか、自社泉源の維持管理を通じて得た高度な知識と技術を有し、緊急時にも迅速な対応が可能な唯一の企業であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	経済観光局 観光企画課 (Tel:984-0361)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
神戸市内公衆無線LANサービス 整備運用業務	R3. 4. 1	株式会社 ワイヤ・アンド・ワイヤレス	9, 890, 150	委託予定先は、神戸市内公衆無線LANサービスの提供が開始された平成26年度の公募において、提案事業者3社のうちプロポーザルにおいて受託事業者に選定された。同社は本市の求めるサービス・運営体制を構築するうえで必要な専門知識技能及びインフラを持ち、適切に本業務を遂行できる最適な組織であると判断され、これまでも良好に業務を実施している。本業務は既存の情報システムと密接不可分な関係にあり、事業の継続性が重要であることから、引き続き同社へ委託することが最適であると考える。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	経済観光局 観光企画課 (Tel:984-0361)
商品開発支援業務	R3. 4. 1	有限会社 セメントプロデュースデザイン	1, 499, 998	本事業では、令和2年度に選考により決定した中小製造事業者に対してゼミ形式による新商品開発の企画支援を行い、令和3年度は継続して商品開発の具体化、展示会の出展等の商品PR及び商品販売について各社の状況に見合った専門的な見地から幅広いサポートを行うことを目的としている。本事業を実施するにあたり、各社の製造技術や施設・設備、保有する資源等を現場で確認し、それぞれの強み・弱み等を把握したうえでのアドバイスが必要であるが、令和2年度に同社は既にこれらを確認・実施済である。新商品開発に取り組む本事業参加企業に対して、切れ目・遅滞なく、効率的に、高い専門性をもって遂行できる事業者は他になく、同事業者が本業務を遂行できる唯一の事業者であるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	経済観光局 経済政策課 (Tel:984-0334)
食のスタートアップ支援業務	R3. 4. 1	公益財団法人神戸市産業振興財団	1, 792, 000	本業務は、当該支援を受けた起業者の市内での起業を誘発するためにも、事業者に寄り添った経営相談等を行う必要がある。また、神戸三宮阪急ビルの令和3年4月26日からのオープンを見据えた起業者の募集・選定を実施する必要があったため、令和3年1月より実施してきた事業であり、事業者に寄り添った経営相談等を着実に行うためにも、そういったノウハウを有している、公益財団法人神戸市産業振興財団へ委託をした。このようなことから、本業務は継続して起業者に対する支援を行う必要があり、神戸市における事業者の経営革新、人材育成、産学官連携、創業及び貿易などの促進等により、市内産業の基盤強化と振興を図り、もって神戸経済の発展に寄与することを目的として設置された、本市外郭団体である当該事業者を委託先として選定することが適当であるため、競争入札に付することができない。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	経済観光局 経済政策課 (Tel:984-0330)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
広谷地区他3地区(機能強化) 農業集落排水事業他業務	R3. 4. 1	一般財団法人 神戸すまいまちづくり公社	446, 434, 500	契約の相手方は、土木・建築・機械・電気の技術職員を有し、本市農業 集落排水の建設事業および指定管理を受託した実績を持っている。ま た、監督や検査に関する規定、個人情報保護規定を定めるなど、法令の 遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備され、発注関係業務を公正 に行うことができる。上記の条件を満たす団体は他に無く、本業務を遂 行することができる唯一の団体である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	経済観光局 農政計画課 (Tel:984-0374)
ニホンジカの個体数低減に 向けた調査・捕獲業務	R3. 4. 1	株式会社野生動物保護管理事務所	2, 500, 000	本業務実施地域におけるこれまでのシカの生態や生息状況を把握し、誘引や捕獲に係る幅広い専門知識、技術、実績を有し、かつ調査地である藍那地区に概ね1時間以内に到着できる距離に事業所を有し、緊急時にも即座に対応できる事業者が他にいないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	経済観光局 農政計画課 (Tel:984-0370)
「ひょうご・しごと情報広場」 における就労支援等業務	R3. 4. 1	一般財団法人 兵庫県雇用開発協会	7, 743, 209	当事業は就労支援業務及び在籍型出向等支援業務を行うものであり、就 労支援業務については、平成21年度より平成27年度まで市単独で就労相 談窓口を設けていたが、事務事業の見直しにより平成28年度から兵庫県 が同種業務を実施している「ひょうご・しごと情報広場」の総合相談窓 ロと一本化した。 また、在籍型出向等支援業務については、兵庫県が令和2年7月より 「ひょうご・しごと情報広場」において実施しているところ、令和3年 度より神戸市内におけるワークシェアの活用を促進するため、本市の費 用負担により人員を増員するものである。 このため、県市が一体的かつ効率的に業務を実施するためには「ひょう ご・しごと情報広場」の運営を受託する一般財団法人兵庫県雇用開発協 会へ委託することが必要である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	経済観光局 経済政策課 (Tel:984-0336)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
転職・再就職等支援業務	R3. 4. 1	株式会社学情	18, 541, 986	当事業は令和元年度より継続して実施しており、令和元年度・2年度ともにプロポーザル方式によって株式会社学情が受託している。新型ロナウイルスの影響により雇用情勢が悪化するなか、すでに多くの求職者と求人企業の登録を有している。同社以外の事業者が本事業を実施した場合には、現在登録中の求職者・求人企業への支援は令和3年3月末で終了し、改めて一から開拓を始めなければならない。特に、コロナ禍において求人数が大幅に減少しているなかでの新規求人企業の開拓は難航が予想され、事業着手が大幅に遅れることとなる。また、就職氷河期世代の就労支援には、長期的支援が必要となるケースも多く、就労が実現していない登録済みの求職者に対しても継続的なアプローチが求められる。現在登録している求職者と求人企業の情報を継続して活用しながら、新規の求職者・求人企業の開拓もあわせて進めていくことで、コロナ禍においても切れ目のない支援が可能となり、より早期に多くの求職者を企業へ結びつけることができるため、令和3年度も同社が継続して実施することが最適かつ最も合理的である。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	経済観光局 経済政策課 (Tel: 984-0336)
神戸市中小企業奨学金返済支援 制度の実施業務	R3. 4. 1	一般財団法人 兵庫県雇用開発協会	11, 603, 000	当事業は、県市協調による現行の「兵庫県奨学金返済支援制度」(以下、「現行制度」という。)を強化するものであり、交付要件は現行制度と同一である。また、受付・審査・交付業務も現行制度と同様であり、本事業は現行制度と一体的に実施することが効率的である。このため、現行制度の事務事業を実施している兵庫県雇用開発協会に委託することが必要である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	経済観光局 経済政策課 (Tel: 984-0333)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
商店街・市場 応援隊派遣事業	R3. 4. 1	①神戸市商店街連合会 ②神戸市小売市場連合会		本事業は、相談体制・人的サポートの拡充による商店街・小売市場の機能強化を目的としているため、本業務の遂行をするにあたり、商店街・小売市場の状況を熟知し、また信頼も得ており、商店街・小売市場の加盟団体への連絡、調整、指導の中枢機関としての機能を果たしている両連合会に委託することが適当であり、かつ最も合理的である。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	経済観光局 商業流通課 (Tel:984-0346)
消費生活相談等業務	R3. 4. 1	神戸市消費者協会	53, 049, 794	当該団体は、「消費生活相談員」の資格等、消費生活に関する専門的知識を有する人材を多数有しており、円滑に相談業務を行うことができる体制をとれる市内で唯一の団体である。また、全市域に「くらしのパートナー」を配置し、地域で発生している消費者問題の掘り起こしや、消費生活センターへの橋渡しを継続的に行っていることから、「くらしのいきいきトーク」において地域の実情に即した効果的な講演を行うことができる。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	経済観光局 消費生活センター (Tel:371-1137)
特定計量器定期検査業務等	R3. 4. 1	一般社団法人神戸市計量士会	27, 263, 717	計量法第20条第1項において、計量法第19条第1項に基づく特定計量器の定期検査業務を行うことができるのは、都道府県知事又は特定市町村の長、もしくは、都道府県知事又は特定市町村の長の指定する者である指定定期検査機関と規定されている。このため、定期検査業務の委託先は、神戸市指定定期検査機関である(一社)神戸市計量士会だけになる。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	経済観光局 消費生活センター (Tel:371-1248)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
西部市場食肉センター運営業務	R3. 4. 1	神戸中央畜産荷受株式会社	34, 635, 150	委託業務の内容が、と畜解体処理と密接に関係しており、と畜解体処理を実施している西部市場唯一の卸売業者である当該業者が一体となって実施することが不可欠である。と畜場法に基づく作業衛生責任者に当該業者の下請け業者職員があたっており、本業務の責任所在の明確化が必要であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	経済観光局 中央卸売市場運営本部 西部市場 (Tel:671-1593)
西部市場食肉センター施設管理業務	R3. 4. 1	花木工業株式会社 大阪支店	45, 746, 800	と畜から枝肉搬送までの処理工程からなる一環した設備であり、一般的に周知されていない特殊なシステムである。当該設備には予備が無く、故障発生時の設備稼働停止が生産者・解体処理業者等の各方面へ多大な影響を及ぼす可能性があり、故障発生を予防する保全の確保が必要。食肉の安全を確保する必要性から、衛生管理が重要であり管理業務に衛生管理の知識が必要である。以上の事から当該業者しか業務ができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	経済観光局 中央卸売市場運営本部 西部市場 (Tel:671-1593)
産業廃棄物汚泥の 収集運搬・堆肥化処分業務	R3. 4. 1	近畿環境サービス株式会社	単価契約 27円/kg (税抜)	西日本(九州を除く)において、農林水産大臣による「牛脊柱が混合しない肥料の製造工程」の確認を受けた堆肥化事業所のうち、西部市場及び併設の食肉センターにて大量に発生する汚泥の収集・運搬から適正処分までを一括して請け負う能力を保有し、兵庫県内における産業廃棄物収集運搬の許可を取得している唯一の業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	経済観光局 中央卸売市場運営本部 西部市場 (Tel:671-1593)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
神戸市中央卸売市場本場再整備 事業推進検討業務(その3)	R3. 4. 1	三菱UFJリサーチ&コンサルティング 株式会社	27, 478, 000	三菱IFJリサーチ&コンサルティング㈱は、平成27年度から中央卸売市場本場の再整備検討に係る業務を実施し、本場再整備基本計画の策定及び再整備事業推進業務に携わるなど、本場に関する内部環境・外部環境について知見を有している。また、再整備の検討に係るヒアリングを実施するなど、市場関係者と良好な関係を築いている。本場再整備基本計画に基づく施設整備の推進については、引き続き市場関係者のヒアリングや施設動画の検討を実施するなど、これまでの業務に引き続き実施するで、これまでの業務であり、上記委託先は、これまでの業務で集積した知見を有効かつ効率的に活用できる唯一の事業者である。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	経済観光局 中央卸売市場運営本部本場 (Tel:672-8152)
神戸市中央卸売市場本場 施設管理業務	R3. 4. 1	日本管財株式会社 兵庫本部	14, 033, 800	日本管財㈱は、本場のPFI事業者として関連棟・加工物流棟の施設管理業務を実施し、監視設備や職員の常駐など業務体制を備えている。PFI事業以外の既存施設の同種・同類の法定・定期点検等業務、設備遠隔監視等業務(緊急対応含)、修繕等対応業務に関し一体的に実施することが適当である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	経済観光局 中央卸売市場運営本部本場 (Tel:672-8152)
東部市場使用料等収納管理事務等委託業務	R3. 4. 1	神戸東部青果卸売協同組合	2, 773, 980	神戸東部青果卸売協同組合は、東部市場全ての青果部の仲卸業者で組織する組合であり、当該組合に収納事務を委託することにより、施設使用料を確実に徴収するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	経済観光局 中央卸売市場運営本部 東部市場 (Tel:078-413-7072)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
東部市場使用料等収納管理事務 等委託業務	R3. 4. 1	神戸市東部水産物卸売協同組合	1, 081, 080	神戸市東部水産物卸売協同組合は、東部市場全ての水産部の仲卸業者で組織する組合であり、当該組合に収納事務を委託することにより、施設使用料を確実に徴収するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	経済観光局 中央卸売市場運営本部 東部市場 (Tel:078-413-7072)
六甲山ビジネス拠点推進事業	R3. 4. 1	六甲山スマートシティ 運営共同事業体 (株式会社いきいきライフ阪急阪神、 有限会社 Lusie)	24, 000, 000	本業務は、令和3年3月末に開設する「共創ラボ」を拠点として、国内外からの企業、クリエイター等の誘致活動や進出希望企業への活用可能物件の斡旋等の実施、また、ワーケーション体験プログラムの実施立び低その様子を映像化しポータルサイトで発信する等のプロモーシン活動を一体的に行うことを前提として、令和2年度に公募型プロポーザルを実施し、六甲山スマートシティ運営共同事業体を受託者として選定した。このことから、本業務は山上のビジネス交流拠点「共創ラボ」での履行が不可欠であり、本業務を確実に履行しうる事業者は、「共創ラボ」の整備・運営主体である当該事業者以外にはないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	経済観光局 経済政策課 (Tel: 984-0335)
令和3年度駒ヶ林フィッシャー マンズマーケット開催委託業務	R3. 4. 5	駒ヶ林浦漁業会	3, 000, 000	会場管理や事業継続性の観点から、漁業者を中心とした運営が望ましく、会場となる漁業用倉庫の所有関連団体であり、駒ヶ林地域の事業者や住民とのネットワークを有している当該団体が唯一の委託先であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	経済観光局農水産課 (Tel: 984-0380)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
令和3年度 商店街・小売市場お買い物券 事業	R3. 4. 9	こうべ商店街・小売市場お買物券発行 委員会	299, 750, 000	お買い物券の利用は商店街・小売市場を対象とするものである。「こうべ商店街・小売市場お買物券発行委員会」は、市内の半数を超える団体で構成される神戸市商店街連合会と神戸市小売市場連合会が事務局となり設立された団体で、お買い物券の販売店・参加店の取りまとめや換金業務において各団体の状況を熟知しており、また、令和2年に実施した同様の商品券事業における委託実績もあるため、委託先として選定することが適当かつ最も合理的である。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	経済観光局 商業流通課 (Tel: 984-0346)
道の駅「神戸フルーツ・フラ ワーパーク 大沢」ゴーカート場 建物外壁及び屋上防水改修他工 事	R3. 4. 30	一般財団法人 神戸すまいまちづくり公社	14, 458, 000	公共工事に関する法令、積算基準、設計監理等の専門的な知識と経験を 有し、私企業と利害関係がなく公平性・中立性を確保するとともに、守 秘義務を果たすことができる市の外郭団体であり、「公共工事の品質確 保の促進に関する法律」第21条に規定される条件を備えているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	経済観光局農水産課 (Tel: 984-0379)
ファッション産業発信事業	R3. 5. 27	株式会社毎日放送	6, 015, 000	本事業は、「神戸コレクション」の知名度・集客力をもって、ファッション産業の認知度向上を図ることが目的であり、本事業の企画にあたり、総合的なプロデュース力を有する事業者は、「神戸コレクション」を平成14年より主催している委託先候補者以外にない。また、委託先候補者は、本事業の企画に必要な知識、ノウハウ、経験、ネットワーク、さらに、様々な媒体を駆使した高い情報発信力を有しており、効率的で効果的なPRを実現することができる。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	経済観光局 ファッション産業課 (Tel : 984-0349)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
令和3年度地域商業活性化支援 事業3年計画型の進捗確認及び アドバイス業務	R3. 7. 1	一般社団法人 兵庫県中小企業診断士協会	1, 452, 000円	中小企業診断士は、中小企業の経営課題を診断し、助言を行う専門家であり、中小企業が多い商店街や小売市場の課題に精通している。 当該事業者は、神戸市の地域事情にも精通しており、中小企業診断士の専門的な知見を活かして各補助団体の認定された事業内容を的確に理解し、社会情勢も鑑みた上で、進捗確認、課題解決、目標達成へのアドバイス等についても効果的に行うことができるもっとも適切な事業者であると考えられるため。また、本事業は令和2年度より引き続き実施しており、複数年で計画している事業に対しての業務が主であり、事業者が変更されることにより補助団体に混乱を生じさせる上、責任の所在が不明確になる恐れがあるため。また、経済的にも合理的であるため。	経済観光局 商業流通課 (Tel:984-0346)
飛谷池放流施設整備事業業務	R3. 7. 14	兵庫県土地改良事業団体連合会	30, 977, 100	本業務は、ため池の調査計画から設計、工事発注・工事監督、地元・兵庫県との調整までを一体的に行う業務であり、農業土木の専門的技術力や地元農家等への指導助言、工事発注・監督の経験を要する必要があり、委託先はこれら専門性の高い分野において十分な技術を有する唯一の事業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	経済観光局 農政計画課 (Tel:984-0372)
神戸市お試し住宅モデル実施 業務委託	R3. 7. 15	淡河松森医院跡みらい会議	1, 800, 000	本業務を実施するための十分な環境・設備が整っている施設を運営して おり、かつ地域との連携が円滑に実施できる唯一の団体であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	経済観光局 農政計画課 (Tel:984-0371)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
スローフードの理念に基づく 食育推進業務に係る委託契約	R3. 8. 1	一般社団法人 日本スローフード協会	3, 000, 000	一般社団法人日本スローフード協会は、スローフードインターナショナルから正式な承認を受けた日本国内運営機関として唯一の組織であり、スローフードや地産地消に関する高い専門知識や、スローフードインターナショナルの世界的ネットワークを通じて、先進的な取組を行っている食の事業者との人脈や取組事例の情報を豊富に有している。これらの知識や人脈を活かすことでスローフードの趣管に沿ったシンポジウムのプログラムやトークゲストの質が担保できる。このようなシンポジウムの企画運営をワンストップで担う体制を整備しているのは、同法人の他にはないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	経済観光局農水産課 (Tel: 984-0380)
神戸国際展示場2号館直流電源 装置更新工事業務	R3. 8. 4	一般財団法人 神戸すまいまちづくり公社	54, 296, 000	本来、本工事は営繕工事で行うべき内容であるが、建築住宅局長より経済観光局長あてに令和3年4月1日付建住技第142号-7にて「令和3年度の営繕業務について、建築住宅局のみで執行することが非常に困難な状況」であり、「外郭団体の活用にて対応」の依頼があったため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	経済観光局 観光企画課 (Tel:984-0361)
神戸市林地台帳整備 業務	R3. 8. 4	株式会社パスコ 神戸支店	9, 988, 000	本業務は建設局で契約している「森林地理情報システム保守業務」及び令和2年度より整備を進めている「林地台帳整備業務」を受託している(株)パスコで随意契約することにより、当該業者の持つ高度な地図情報処理能力に期待出来る等、他社契約に比べ、より低コスト且つ短期間での円滑な業務遂行が可能と認められるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当)	経済観光局 農政計画課 (Tel : 984-0373)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (間合せ先)
旧農業公園温室等解体撤去工事	R3. 8. 17	一般財団法人 神戸すまいまちづくり公社	26, 000, 000	公共工事に関する法令、積算基準、設計監理等の専門的な知識と経験を有し、私企業と利害関係がなく公平性・中立性を確保するとともに、守秘義務を果たすことができる市の外郭団体であり、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第21条に規定される条件を備えているため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	経済観光局農水産課 (Tel: 984-0831)
六甲摩耶ポータルサイト 多言語化業務	R3. 8. 20	株式会社Kaya Group	4, 235, 000	委託予定先は当該ポータルサイトの構築・運用業務の受託事業者であり、サイトの作成業者として、当該年度においても保守・管理・コンテンツ追加等を適切に遂行している。本業務は当該ポータルサイトの多言語化を目的としており、支障なく業務を進めるためにはサイトの詳細な構造等を理解している同社へ委託することが最適であると考える。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	経済観光局 観光企画課 (Tel:984-0361)
野生動物管理に関する人材育成のためのWebプログラムの開発・ 実施並びに現場実践研修プログラムの実施	R3. 8. 27	兵庫県公立大学法人	2, 155, 010	本業務は、有害鳥獣対策に資する人材を育成するという面で、野生動物に関する独自の技術や技法等を正確な知識に基づき、わかりやすく指導することが求められる。委託先の兵庫県立大学は兵庫県森林動物研究センターと連携し、野生動物の保全と管理の調査研究や普及啓発、野生動物管理の担い手育成を行っており、人材育成プログラムを開発し現場教育を実施できる高度な知識と体制、業界内における豊富なネットワークを有している。また、本事業の実施予定地の1つである「国営明石海峡公園神戸地区」において、シカ及びイノシシ等の学術捕獲を実施しており、予定地の環境を熟知しているため、適切な研修場所を選定し円滑に現場教育を行うことがでる。以上により、プログラム受講予定者を指導できるのは本委託先以外にはない。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	経済観光局 農政計画課 (Tel: 984-0370)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
垂水漁港車両整理場 管理運営業務	R3. 9. 22	神戸市漁業協同組合	17, 385, 300	垂水漁港車両整理場は、漁港漁場法第3条に基づく漁港の機能施設のうち、輸送施設(駐車場)に該当し、垂水漁港の建設に併せて整備した。船曳網漁業で漁獲し水揚したイワシ、シラスやイカナゴを加工場まで運搬する大型保冷車の駐車、昼市の漁獲物の集荷や買参人の業務用車及び漁業関係車の駐車場として利用しているが、漁業活動を妨げない範囲内で、一般車も駐車可能とし活用する。周辺にある神戸市漁業協同組合所有の駐車場と調整しながら、漁業活動の状況に応じて、臨機応変に、また、一体的に漁業活動に支障がでないよう調整し、漁業関係者及び一般車両の車両整理場として管理運営する。以上から、漁業関係車及び一般車の車両整理場として、一体的に漁業活動に支障が出ないよう調整し管理運営できるのは、神戸市漁業協同組合のみである。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	経済観光局農水産課 (Tel: 984-0382)